

国民年金業務の一層の改善に向けて

日本年金機構は、2010年1月の創設以来、11年目に入った。この間、機構は、年金記録問題等の不祥事への対応と再発防止の取組みを進めつつ、適用、徴収、給付、記録管理、相談などの基幹業務の改善を図ってきた。機構の業務実績については、毎年度、社会保障審議会の「年金事業管理部会」の審議を経て、厚生労働大臣の評価が行われており、着実な改善を確認することができる。

そのなかで筆者が特に注目するのは、近年の国民年金の業務の顕著な変化・改善である。自主加入・自主納付から、加入・納付の勧奨を強化しつつ、職権適用・滞納処分に向かう方針転換である。国民年金の適用と収納については、長い間、自主加入・自主納付という方針がとられていた。これは社会保険の原則から逸脱するもので、首をかしげる人が多いだろうが、その背景には発足当時の事情があった。

1959年に制定された国民年金法の施行に向けた準備は、1960年の安保条約改定阻止の運動と重なり、再軍備のための資金調達などのデマが飛び交うなど、激しい反対運動があった。そのため、強権の発動を控える一方、広報・相談による理解を深め、自主的な加入届と保険料納付を促すという謙虚な業務運営が求められた。また、先行していた厚生年金にしても本来の老齢年金受給者の発生は1960年代後半になってからであり、当時は公務員を除いては年金生活者の姿を目にすることはなかった。年金が実感をもって徐々に浸透するようになったのは、「年金時代の到来」といわれた1973年の改正以降のことである。

こうして年金制度が社会のなかで成熟するなかで無年金者問題が話題になるようになり、加入・納付の勧奨を進めつつ、職権適用・滞納処分への切り替えが始まった。今では、20歳到達日に職権適用を行い、被保険者種別変更届を要する者で届出勧奨を行ってもなお届出がなされない者については、第1号被保険者として職権適用を行っている。また、所得情報を活用した納付督促、免除等の申請勧奨を実施するとともに、2012年から強制徴収を開始し、徐々に対象を拡大し、現在では所得300万円以上かつ未納月数7月以上の者を対象に最終催告状を送付した上で、それでもなお自主的に納付しない者については、滞納処分を実施している。その結果、未加入者は1992年の193万人から2016年には9万人まで減少し、保険料の最終納付率も2010年度分の64.5%から2019年度分は76.3%にまで上がった。

今後の課題としては、免除等の対象になる者でありながら申請手続きを行っていない者に対しては、申請勧奨を行っているが、それに応じない者に対しては、年金権確保という観点から、職権による免除等への切り替えを検討すべきであろう。同様に、一定の所得がありながら長期間滞納している者に対する強制徴収についても、その対象者をさらに拡大していくべきであろう。超高齢社会が進行するなかで、年金権の確実な確保と支え合いの基盤を強化する上で、国民年金業務のなお一層の改善を求めたい。

山崎 泰彦 (やまさき・やすひこ) 神奈川県立保健福祉大学名誉教授

昭和20年生まれ。専門は社会保障の制度・政策論。社会保障研究所研究員、上智大学教授、神奈川県立保健福祉大学教授等を経て、平成23年より現職。公職として、社会保障制度改革国民会議委員、社会保障審議会委員等を歴任し、現在、社会保障制度改革推進会議委員、共済組合連盟会長などを務める。

